

# 確定申告のご案内

	場所・期間	問い合わせ先・備考
粉河税務署の確定申告会場 所得税・消費税・贈与税の確定申告および申告相談ができます。	▶ <b>開設場所・期間</b> ・紀の川市商工会館（紀の川市粉河878-2） ・2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日を除く ▶ <b>相談受付時間</b> ・午前9時～午後4時	▶ <b>問い合わせ</b> ・粉河税務署 ☎0736-73-3301（音声案内に従い、「2」を選んでください。） ※紀の川市商工会館へのお問い合わせはご遠慮ください。 ※会場では納税できません。お近くの金融機関をご利用ください。
市内の確定申告・出張相談会場 贈与税および相続税、土地・建物・株式等の譲渡所得などの申告相談は行っていません。	▶ <b>開設場所・期間</b> ・市民会館 ・2月4日(火)～10日(月) ※土・日曜日を除く ▶ <b>相談受付時間</b> ・午前9時30分～正午 ・午後1時～4時 ※当日整理券配布時間 午前8時30分～	・税理士や粉河税務署の職員による確定申告や還付などの申告相談を行なっています。 ※申告会場周辺の駐車場（伊都振興局も利用可能）は駐車台数に限りがありますので、マイカーでの来場はなるべくお控えください。 ※市県民税申告会場と合同で開設します。

- ▶**注意事項**
- ・市民会館の申告相談では、混雑が予想されるため、当日に整理券を配布しています。混雑の状況によっては早めに整理券配布を終了することがあります（開設初日は特に混雑が予想されます）。
  - ・市役所税務課窓口では確定申告書、市・県民税申告書の作成はできません。
  - ・確定申告書には、納税者および同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバー（12桁）の記載が必要です。提出の際には、本人確認のため、次のいずれかの書類をお持ちください。
    - ①マイナンバーカード（個人番号カード）
    - ②通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類
    - ③マイナンバーが記載された住民票の写しおよび運転免許証などの本人確認書類
 ※同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについては、これらの書類の提示は不要です。



**休日に申告相談ができる税務署**

・**場 所** 和歌山税務署（和歌山市二番丁3）

・**日 程** 2月24日(祝)、3月1日(日)

・**受付時間** 午前9時～午後4時  
※早めに締め切ることがあります。

**パソコンなどで確定申告書の作成ができます**

確定申告の期間中、申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って、必要事項を入力することにより、確定申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。

## 市・県民税の申告

申告をしなければならぬ人

市・県民税の申告をしなければならぬ人は、令和2年1月1日現在、市内に住所があり、平成31年1月1日～令和元年12月31日（以下、令和元年中）に次のいずれかに該当する人です。なお、所得税の確定申告をした人や勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人は、原則として、申告の必要はありません。

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 家賃、地代などの収入がある人
- 内職などの収入がある人
- 株式譲渡所得など確定申告と異なる課税方式を選択する人
- 収入がなかった人
- 給与所得者の場合
  - ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
  - ②給与所得以外に所得がある人  
※所得が20万円以下の場合も申告が必要です。
  - ③年末調整に含まれていない所得控除を受けようとする人
- 公的年金等受給者の場合
  - ①所得控除を受けようとする人
  - ②公的年金等以外に所得がある人  
※所得が20万円以下の場合も申告が必要です。

## 市・県民税申告書について

市・県民税申告書は、主に前年の実績に基づいて1月中旬に郵送しています。申告が必要な人で、申告書が届いていない場合は、市役所税務課市民税係までご連絡ください。

## 申告会場

令和2年度（令和元年中所得）の市・県民税申告の受付は、次の会場で進んでいます。

- **開設場所** 市民会館
- **開設期間** 2月4日(火)～3月16日(月)（土・日曜、祝日を除く）
- **開設時間** 午前9時30分～正午 午後1時～4時
- **注意事項** 混雑が予想されるため、申告相談者に当日整理券を配布します。申告相談の対応可能な人数を超えます場合は整理券の配布を終了しますのでご了承ください。

申告会場周辺の駐車場（伊都振興局も利用可能）は、駐車台数に限りがありますので、なるべくマイカーでの来場はお控えください。市役所税務課窓口では申告の受付を行なっておりませんので、ご注意ください。

## 申告に必要なもの

市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。令和元年中の所得の算出に必要なもの（源泉徴収票、賃金支払明細書、収支内訳に関する書類）

- 令和元年中に支払った保険料など、控除の算出に必要なもの
  - ・ 社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険料など）の支払額が分かるもの
  - ※国民年金保険料は控除証明書が必要ですが、
    - ・ 生命保険料の控除証明書
    - ・ 地震保険料の控除証明書
    - 他
- マイナンバーを確認できる書類
- 本人確認書類
- 印鑑

## 提出先・問い合わせ

橋本市 総務部 税務課 市民税係  
〒644-8185 85（住所記入不要）  
☎331-6212

※申告書は郵送でも受け付けます。必要書類の添付を忘れないようにしてください。なお、控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。



## 確定申告の際のお願い

- 来場される際は、次の点に注意し、混雑緩和にご協力をお願いします。
- ① 前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
  - ② 申告書（および収支内訳書）には、事前に記入できるところは記入しておいてください。
  - ③ 特に、事業（営業・農業などの）所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、必ず収支内訳書に記入しておいてください。
  - ④ 確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」については、所得税の確定申告の手引きを参考にしてください。
  - ⑤ 医療費控除の申告は、事前に「医療費控除の明細書」の作成を済ませておいてください。
  - ⑥ ※令和元年分までは、従来どおり領収書の添付または提示での申告も可能です。

## 郵送・時間外収受箱による提出

確定申告書は、郵便や信書便、または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。郵送での提出先  
〒644-9165 92  
紀の川市粉河807  
粉河税務署 個人課税第一部門  
※控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

**不明な点は、まず電話で確認を！**

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の操作方法について  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
- マイナンバーについて  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- 確定申告の内容などについて  
粉河税務署 ☎0736-73-3301

**公的年金等所得のある人へ**

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。

ただし、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。

なお、所得税の確定申告が不要な人でも生命保険料や地震保険料、年金からの天引き以外に健康保険料や介護保険料を支払っている場合など、所得控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要となります。